議案第３７号

専決処分の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和８年６月５日　提出

旭市長　　米本　　弥一郎

専　決　処　分　書

　旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年３月３１日

旭市長　米 本　弥 一 郎

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

旭市国民健康保険税条例（平成１７年旭市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第２３条第１項各号列記以外の部分中「カに掲げる額」の次に「（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第２号中「３０万５，０００円」を「３１万円」に改め、同項第３号中「５６万円」を「５７万円」に改め、同条第３項第１号中「第２４条の３０の５」を「第２４条の３０の６」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の旭市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。